平成２５年（フ）第２４０７号
名古屋市昭和区白金１丁目１番19号　グランディール163―502号、従前の住所愛知県名古屋市緑区大高町字中ノ島53番地の７
債務者　石川　智美
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２５号
滋賀県甲賀市土山町北土山680番地３
債務者　安村　　香（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４５号
滋賀県草津市若竹町５―30―４、住民票上の住所滋賀県草津市下物町502番地
債務者　木村興産こと　木村　義幸
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４６号
滋賀県草津市若竹町５―30―４、住民票上の住所滋賀県草津市下物町502番地
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５３号
滋賀県守山市吉身町134番地１　レックスガーデン守山弐番館109号、前住所滋賀県甲賀市水口町本町３丁目２番７―511号
債務者　村上　重夫（旧姓荒衛）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７４号
滋賀県栗東市中沢２丁目５番44―３Ｂ号
債務者　髙橋　秀男
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７５号
滋賀県栗東市中沢２丁目５番44―３Ｂ号
債務者　髙橋　裕美
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３６号
奈良市南京終町747番地の２　レオパレスリヴェール107号
債務者　望月　勝利
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１０９５号
広島市東区上温品４丁目33番30―401号
債務者　岡田　睦子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６５号
広島県廿日市市本町12番12―303号
債務者　山本　晋也
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師28番地146
債務者　鹿毛　勇治
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２６２号
福岡県久留米市篠原町２番地５　エバーライフ久留米中央1403号
債務者　萩尾　善範
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７６９号
北九州市小倉南区沼本町４丁目12番25号　グラン・トリノⅢ101
債務者　佐藤　輝久
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７７０号
北九州市小倉南区沼本町４丁目12番25号　グラン・トリノⅢ101
債務者　佐藤　美幸（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４８６号
大分市大字皆春834番地の１　コーポ清末202
債務者　西山　由衣
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
大分県竹田市大字竹田1806番地１
債務者　後藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第４９５号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町12番８号　森元ビル503号
債務者　清水　一幸
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１号
岩手県釜石市大字平田第５地割84番地５　釜石市平田第６仮設団地12―１号室
債務者　菊池　和浩
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係